

令和7年12月24日付課法2-24ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

租税特別措置法通達関係

○ 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度の創設（法令改正）

令和7年度税制改正において、青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」といいます。）の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画について再資源化事業等高度化法の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化法の施行の日（令和7年11月21日）から令和10年3月31日までの間に、その認定に係る認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、再資源化事業等高度化法の再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のもの（以下「再資源化事業等高度化設備」といいます。）の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額（20億円が上限とされています。）の35%相当額の特別償却ができる制度が創設されました。

○ 取得価額の判定単位（措通44の6-1 新設）

本制度の適用を受けようとする資産の取得価額が2,000万円以上又は200万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するところ、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置や原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができることを明らかにしています。

○ 圧縮記帳の適用を受けた場合の再資源化事業等高度化設備の取得価額要件の判定（措通44の6-2 新設）

本制度の適用を受けようとする資産の取得価額が2,000万円以上又は200万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法人税法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしています。

○ 取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定（措通44の6－3 新設）

本制度の対象となる再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額のうちその対象となる金額の上限が20億円を超えるかどうかは、その再資源化事業等高度化設備に係る租税特別措置法第44条の6第1項各号に定める施設が記載された認定計画ごとに判定することを明らかにしています。

○ 法人が共同して計画の認定を受けた場合の取得価額の計算（措通44の6－4 新設）

認定計画が共同計画に係るものである場合において、本制度の対象となる再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が20億円をその認定計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額を超えるときは、特別償却限度額の計算の基礎となる個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額は、そのあん分した金額にその再資源化事業等高度化設備の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額によるものとすることを明らかにしています。

○ 2以上の事業年度において指定事業の用に供した場合の取得価額の計算（措通44の6－5 新設）

本制度の対象となる再資源化事業等高度化設備でその取得価額の合計額が20億円を超えるものを2以上の事業年度において指定事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる事業年度において、特別償却限度額の計算の基礎となる個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額を調整する計算方法を明らかにしています。